

消費税率の引き上げと 社会保障制度の改革

飯田橋労務管理事務所（商工研相談業務委嘱先） 特定社会保険労務士

鈴木義一



などの増加に対応して、児童養護施設等の受入児童数の拡大や児童養護施設等における、家庭的で安定した養育環境の推進を行うことになっていきます。

Q

消費税率の引き上げによる増収分は社会保障の充実に使われ、その一つとして出産休業期間中の保険料が免除となると聞いています。消費増税よって、子ども・子育て、医療・介護、年金といった社会保障制度に対し、どのような措置がなされるのでしょうか。

A

今年四月から消費税率が八%に引き上げられました。社会保障改革の本格施行は、平成二十七年十月に予定されている消費税率一〇%への引き上げによる財源を見込んで行われることになっていきます。本年度に先取り実行されている措置もあり、出産休業期間中の保険料の免除のように、すでに実務対応の必要性が出ているものもあります。政府が公表している「社会保

障と税の一体改革」の概要では、消費税率の引き上げが停止されず予定通り一〇%になった場合、消費税率五%引き上げ分のうち、約一%分は子ども・子育て支援、医療・介護、年金の分野の充実に、残り約四%分は社会保障の安定化のための財源にすると言われています。今回の一体改革では、以下のような対策に財源を活用するとされています。

1. 子ども・子育て

①「子ども・子育て支援新制度」の実施（平成二十七年四月施行予定）

【幼児教育・保育の質と量を充実】

- ・幼稚園と保育所の良さをあわせ持つ、認定こども園制度の改善、普及を促進

- ・幼稚園や保育所のほか、小規模保育や家庭的保育（保育マ

マ）などを充実

【地域のニーズを踏まえた子育て支援の充実】

- ・親子同士の交流や相談などの場（地域子育て支援拠点、子どもを一時的に預かってもらえる場（一時預かり）、保護者が就労などで昼間家に居ない小学生の放課後の遊びや生活の場（放課後児童クラブ）の充実

②待機児童の解消を目指す（平成二十九年年度末までに）

「待機児童解消加速化プラン」の推進としてすでに平成二十五、二十六年で約二十万人分の保育整備が進められていますが、さらに整備の取り組みを加速させ、平成二十七～二十九年まで待機児童解消を目指すとしています。

③社会的養護の充実
保護者のない児童、被虐待児

2. 医療・介護

①病床の役割の分化・連携強化、在宅医療の推進（平成二十六年から実施）

早期の社会復帰、在宅復帰ができるように効率的で質の高い医療を提供するため、以下のようない取り組みが進められます。

- ・高度急性期、急性期、回復期、慢性期の医療機関の間の連携を強化

- ・患者の状態に応じた適切な医療の提供で、できるだけ早く社会復帰できる体制の整備

②地域包括ケアシステム構築の推進（平成二十七年から実施）

住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、医療（通院・在宅医療・訪問看護・薬局など）・介護（通所・訪問介護・看護など）・住まい（自宅・ケア付き高齢者住宅など）・生活支援・介護予防（老人クラブ・自治会

表 社会保障・税一体改革における年金関連法の主な内容

【平成24年8月22日に公布された法律】

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律

- ①年金の受給資格期間を現在の25年から10年に短縮する(平成27年10月1日※)
- ②基礎年金国庫負担2分の1を恒久化する年度を平成26年度と定める(平成26年4月1日)
- ③短時間労働者に対する厚生年金保険・健康保険の適用拡大を行う(平成28年10月1日)本文5項を参照
- ④厚生年金保険、健康保険等について、産休期間中の保険料免除を行う(平成26年4月1日)本文6項を参照
- ⑤遺族基礎年金の父子家庭への支給を行う(平成26年4月1日)

【平成24年11月26日に公布された法律】

- 1. 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律
年金額の特例水準(2.5%)について、平成25年度から27年度までの3年間で解消する(平成25年10月1日)
- 2. 年金生活者支援給付金の支給に関する法律
年金受給者のうち、低所得高齢者・障害者等に福祉的な給付を行う(平成27年10月1日※)
※施行日は「消費税改正法」の施行日と連動して規定されており、消費税改正法の施行は「それぞれの施行日前に経済状況等を総合的に勘案すること」とされていることから、消費税の引き上げ(10%)が停止された場合には、この法律の施行についても見直しが行われることになっている。

- ①国民健康保険、後期高齢者医療の保険料の軽減対象の拡大(平成二十六年中に実施)
- ②高額療養費制度の負担額について所得に応じて見直しを行い、中低所得世帯の負担を軽減(平成二十六年中に実施)
- ③介護サービスの効率化および重点化を図りつつ、必要な介護サービスを確保する
- 3. 医療・介護保険料の見直し
- ④国民健康保険、後期高齢者医療の保険料の軽減(平成二十六年中に実施)

- ⑤介護保険の第一号被保険者(六十五歳以上)の低所得者について、さらに保険料軽減
- ⑥介護サービスの効率化および重点化を図りつつ、必要な介護サービスを確保する
- ⑦国民健康保険、後期高齢者医療の保険料の軽減(平成二十七年中に実施)
- ⑧短時間労働者への厚生年金・健康保険の適用拡大(平成二十八年十月施行)
- ⑨難病および小児慢性特定疾患の医療費助成を安定的な制度とする(平成二十六年中に実施)

- 4. 年金制度の充実
セーフティネット機能を強化し、年金制度を長期的な持続の可能性を強固にするとしています。社会保障・税一体改革における年金関連法の主な内容は表のようになっています。
特に労務の実務で留意しておくべきポイントについて、以下に説明いたします。
- 5. パートタイマー等への社会保険適用拡大
平成二十八年十月より、社会保険の適用基準は次の通りとされます。
①一週間の所定労働時間が二十時間以上
②勤続期間一年以上(継続して一年以上使用されることが見込まれること)

- ③月額賃金八万八千円以上(年間百六万円以上)
- ④学生でないこと
これらの基準をすべて満たす場合には、社会保険に加入し被保険者となります。ただし、当面の間は経過措置として従業員五百人以上の企業に使用される短時間労働者が対象とされています。
- 6. 産前産後休業期間中の保険料免除
ご質問にあったように、すでに平成二十六年四月一日より、産前産後休業期間中の社会保険料免除が実施されており、すぐに対応が必要となっています。
産前産後休業開始日の属する月から産前産後休業終了日の翌日の属する月の前月(産前産後休業終了日が月の末日の場合は、産前産後休業終了月)までの社会保険料について、事業主が「産前産後休業取得者申出書」を提出することにより、免除されます。この申出書は、産前産後休業期間中に届け出ることが必要とされていますので、ご注意ください。